

# 秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金交付要綱事務取扱基準

〔平成29年3月27日〕  
都市整備部長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金交付要綱（平成27年3月20日市長決裁。以下「交付要綱」という。）第29条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、交付要綱の例による。

(近居の範囲)

第3条 新たに近居する住宅（以下「近居住宅」という。）の交付要綱第2条第1項第4号に規定する区域の範囲は、次の各号のいずれにも該当する区域内であると判断される場合に限り、交付要綱第21条に規定する近居補助対象住宅として認めるものとする。

- (1) 近居住宅が、親、子又は孫が所有し、居住する住宅（以下「親元等住宅」という。）を中心として、半径2キロメートルを超えない範囲内にあること。
- (2) 近居住宅から親元等住宅までの徒歩による移動時間が概ね30分程度までの範囲内にあること。
- (3) 近居住宅から親元等住宅までの自動車による移動時間が概ね20分程度までの範囲内にあること。
- (4) 近居住宅から親元等住宅までの距離が、生活の実態や相互に協力して子育てや介護が行える範囲内であると判断されること。

(同居補助対象者)

第4条 交付要綱第3条第1項第1号に規定する同居補助対象者は、交付要綱第8条に規定する同居補助金の交付申請（以下「同居補助金交付申請」という。）を行う日が属する年度内に新たに多世帯同居を開始する者（市外からの転入を伴う多世帯同居については、転入世帯が同居補助

金交付申請を行う日が属する年度の前2年度までに市外から転入し、同居補助金交付申請を行う日が属する年度内に多世帯同居を開始する者)を対象とする。

2 交付要綱第3条第1項第2号に規定する同居補助対象者は、同居補助金交付申請を行う日が属する年度内に多世帯同居の世帯数が1以上増加する者(市外からの転入を伴う多世帯同居については、転入世帯が同居補助金交付申請を行う日が属する年度の前2年度までに市外から転入し、同居補助金交付申請を行う日が属する年度内に多世帯同居の世帯数が1以上増加する者)を対象とする。

3 交付要綱第3条第2項に規定する補助対象者は前2項の規定を適用しない。

(近居補助対象者)

第5条 交付要綱第20条第1項各号に規定する近居補助対象者は、交付要綱第26条の規定による近居補助金の交付申請を行う日が属する年度の前2年度までに市外から転入する者を対象とする。

2 前項の規定は、交付要綱第20条第2項の規定による近居補助対象者には適用しない。

## 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。